

子ども手当について

ー平成22年4月から「子ども手当」が始まりましたー

子ども手当は、平成22年4月から、中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育しているかたの申請に基づき、支給されるものです。

■子ども手当の趣旨

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するために実施する制度です。

■支給資格者

町内に住所を有し、15歳に達する日以後最初の3月31日まで(中学校修了前まで)の子どもを養育しているかた。

※所得制限はありません。

※公務員のかたは勤務先で申請してください。

■支給額

子ども一人あたり、月額13,000円

■支給方法

請求者名義の銀行口座(ゆうちょ銀行を除く)へ振り込みとなります。

■支給月

手当は年3回、4か月分の手当を指定の金融機関の口座へ振り込みます。

入金月

・6月(※平成22年については4月、5月分のみ入金)

・10月

・2月

■申請場所

国見町保健福祉課

■申請に必要なもの

- 印鑑、請求者の保険証(国民健康保険加入者は必要ありません)、請求者本人名義の通帳(ゆうちょ銀行を除く)
- 受給資格を有している請求者が子どもと別居している場合
子どもの属する世帯全員の住民票(子どもが国見町外の場合)
別居監護申立書(窓口にあります)

※必要に応じてその他の書類の添付をお願いすることがあります。詳しくはお問い合わせください。

■申請について

子ども手当の支給は、原則として認定請求をした日の翌月分から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

※誕生日または前市区町村からの転出予定日の翌日から起算して15日以内に申請すれば、誕生日または転出予定日の翌月からの支給となります。

■子ども手当を申請・受給されているかたへ

申請の内容が変わったときは、必ず届け出てください。

- 町外に転出するとき
- 口座を変更したいとき
- 新たに子どもが生まれたとき
- 受給者が公務員になったとき
- 子どもの住所が変わったとき
- 受給者が子どもを養育しなくなったとき

※届出が遅れると、返還金が生じる場合があります。忘れずに届け出てください。

※ご注意ください

6月から子ども手当の支給が始まっています。子ども手当の給付をよそおった『振り込め詐欺』等にご注意ください。不審な電話がかかってきたり、郵便物が届いた場合には、国見町保健福祉課又は最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ先

保健福祉課社会福祉係【電話】024-585-2793

E-mail hoken@town.kunimi.fukushima.jp

※メールを送る際は、宛先欄に上記メールアドレスを入力してください。